

# 令和2年度 鹿児島市保育所等利用申込案内 (5月以降入所分)

## 受付期間

随時期	<u>利用開始希望日が属する月の前々月の16日から前月の15日</u> (例) 12月入所希望の場合、10月16日から11月15日まで
-----	--

※受付期間の開始日又は終了日が、土曜日、日曜日、祝日の場合は、それぞれ次の直近の開庁日が開始日又は終了日となります。

※育児休業明けについては、職場復帰日が属する月の4か月前の月の16日から申込みを受け付けます。産後休暇明けに職場復帰する方については、出生日以後であれば申込可能です。

(例) 12月10日育児休業復帰の場合、8月16日から申込み可能。

## 受付場所

◇保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課

※受付は平日の8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日除く)

◇保育所・認定こども園

◇郵送での申込みもできます(消印日が受付日となるのでご注意ください)。

**保育所等の利用申込みにあたっては、案内書をよく読んで申し込んでください。**

◇認可保育所及び認定こども園(保育所機能)のことを「保育所等」といいます。  
(以下同じ。)

◇幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能)については、施設へ直接お申し込みください。

◇利用とは、保育所等に日々通所(入所・入園)して児童を預けることをいいます。

# 目次

1	保育所・認定こども園とは	1
2	保育所等の利用	1
3	利用調整	3
4	保育所等の利用申込方法	4
5	入所した後の手続き等	8
6	保育料について	9
7	実費徴収	11
8	延長保育	11
9	広域利用	11
◇	Q&A	12
◇	鹿児島市保育所等利用調整基準(抜粋)	17
◇	鹿児島市保育所・認定こども園(保育所機能)の保育料表	20
◇	市内保育所一覧表	21
◇	市内認定こども園一覧表(幼保連携型)	24
◇	市内認定こども園一覧表(幼稚園型)	25

## 1 保育所・認定こども園とは

施設区分		概要	利用できる年齢
保育所		就労などで家庭での保育が難しい保護者に代わって、保育をする施設	0歳から 小学校就学前まで
認定こども園 (保育所機能)	幼保連携型	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、 教育と保育を一体的に行う施設	0歳から 小学校就学前まで
	幼稚園型		3歳から 小学校就学前まで

## 2 保育所等の利用

### (1) 教育・保育給付認定の区分について

保育所等は、保護者全員が「保育を必要とする事由」(2ページ参照)のいずれかに該当する場合に子どもを預けることができます。また、保育所等や幼稚園(子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」といいます。))に移行する幼稚園。以下同じ。)を利用する場合は、それぞれ利用資格の認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります、その区分は年齢や保育の必要性で異なります。**保育所等を利用する場合は、2号認定(満3歳以上)か3号認定(満3歳未満)の教育・保育給付認定を受ける必要があります。**

【教育・保育給付認定の区分】

教育・保育給付認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間※1	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間※2 (1日4時間を標準)	幼稚園 認定こども園 (幼稚園機能)
2号認定		あり	保育標準時間(1日最長11時間) 保育短時間(1日最長8時間)	保育所 認定こども園 (保育所機能)
3号認定	満3歳未満			

※1 施設によって異なります(21ページから25ページの一覧表をご確認ください)

※2 教育標準時間外の利用は、施設が実施している一時預かり事業(幼稚園型)などの対象になります。

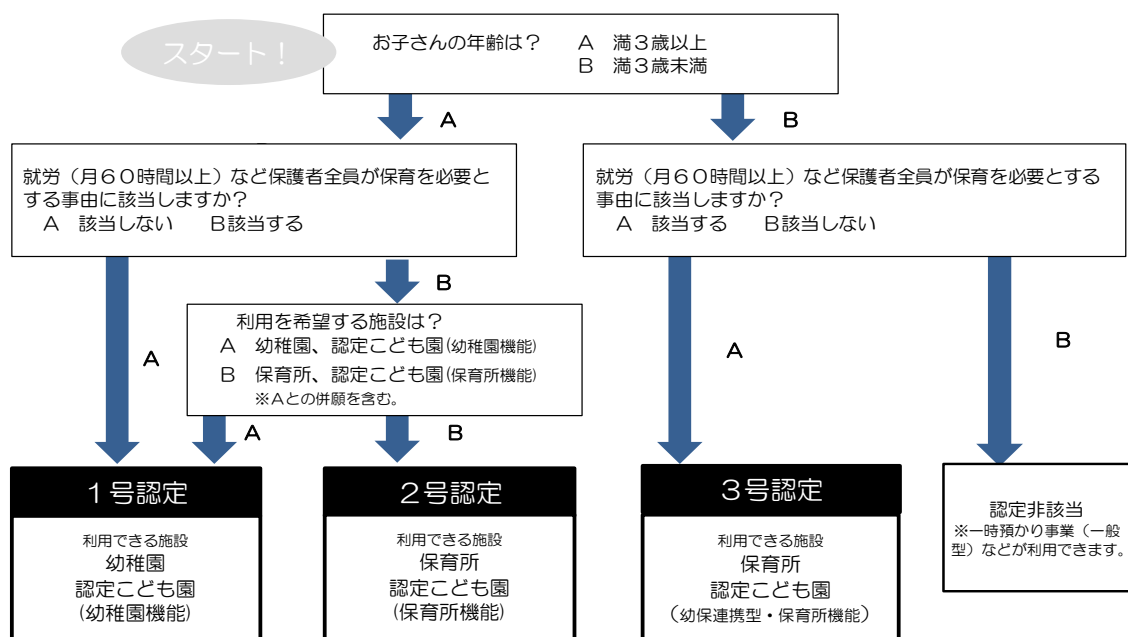
### 【MEMO】 保育標準時間と保育短時間

教育・保育給付認定で保育認定を受けると同時に、保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより、保育の必要量を「保育標準時間」「保育短時間」(下表)として認定します。

就労の場合、就労時間が1か月120時間未満の場合でも、シフト制など就労時間等の関係で常態として施設が設定している保育短時間の利用時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、保育標準時間として認定ができる場合があるので、ご相談ください。

区分	就労時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120時間以上/月	7時から18時まで(最長11時間)/日
保育短時間	60時間以上120時間未満/月	施設が設定する8時間(最長8時間)/日

【必要な教育・保育給付認定区分を確認してみましょう！】



(2) 保育を必要とする事由と教育・保育給付認定の有効期間・保育必要量

保育を必要とする事由	認定の有効期間 (保育施設等の利用可能期間)	保育必要量
就労(1か月120時間以上)	子どもの小学校就学前まで	保育標準時間 (短時間利用も可能)
疾病・負傷・障害		
同居親族の常時介護・看護		
災害復旧		
児童虐待やDVのおそれがあること		
学校、専修学校、職業訓練等(1か月120時間以上)	卒業予定日の属する月の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)	保育短時間
妊娠・出産(産前産後期間)	出産日から8週間を経過した日の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)	
就労(1か月60時間以上120時間未満)	子どもの小学校就学前まで	
学校、専修学校、職業訓練等(1か月60時間以上120時間未満)	卒業予定日の属する月の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)	
求職活動(起業準備を含む)	90日を経過する日の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)	
育児休業の間の継続利用	育児休業復帰日の月末まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)	

※それぞれ申込み時に必要な書類があります。

### 3 利用調整

保育所等の利用選考を行うに当たり、申込児童数が受入人数を超える場合は、鹿児島市が定める利用調整の基準(17～19ページを参照)で、保育の優先度を点数化し、優先順位の高い児童から受け入れることとなります。これを「利用調整」といいます。

同点の場合は、保育所等の希望順位や調整点数の合計点、就労の有無などで判断することとなります。

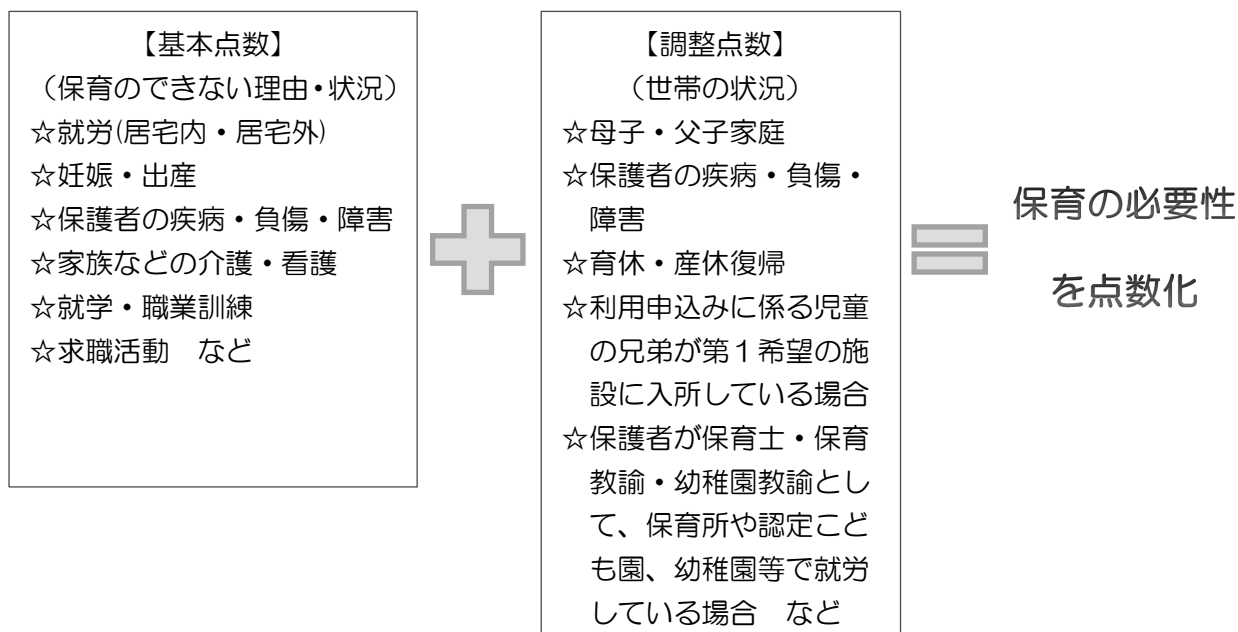
利用を希望する保育所等が複数利用可能となる場合、希望する順位が最も高い保育所等に内定となります。

※認定こども園(保育所機能)の利用は、利用調整により内定となった後、施設と利用契約を交わす必要があります。

※利用保留(待機)の場合は、初回のみ「利用保留通知書」を送付します。次回以降の利用調整において引き続き利用保留の場合は、通知されません。利用可能となった時点でお知らせします。

※利用保留(待機)となった場合は、令和3年3月入所まで、毎月の利用調整の対象となります。

#### 【保育の優先度の決定のイメージ】



#### 4 保育所等の利用申込方法

市への教育・保育給付認定の申請と利用申込みについては、「子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼利用申込書」(以下「申請書」といいます。)により、同時に行うことになります。

また、現在、認定こども園の幼稚園機能を利用の方が、同じ認定こども園の保育所機能の利用を希望する場合や通園中の幼稚園が認定こども園に変わる場合でも、市への申込みが必要です(利用調整の結果、利用できない場合がありますのでご了承ください)。

##### (1) 対象となる児童

鹿児島市に居住する、保育を必要とする就学前の児童

※鹿児島市外に居住する児童が、本市内の保育所等の利用を希望する場合は、居住地の市町村に申し込んでください(申込書等は居住地の市町村にお問い合わせください)。ただし、入所日までに鹿児島市に転入予定のある方は直接鹿児島市に申し込むことができます。

##### (2) 必要な書類(☆は必須)

☆① 申請書(申請書に添付する記載例を必ずご覧ください)

※希望する保育所等は、第3希望まで記載することができますので、「市内保育所等一覧表(21ページから25ページ)」や別冊の「保育所等のご案内」をご覧ください。

※保育時間は原則として7時から18時までですが、施設によって異なるので、「市内保育所等一覧(21ページから25ページ)」をご覧ください。

※休園日については「保育所等のご案内」をご覧ください。

☆② 保育を必要とする状態を証明する書類(保護者それぞれに必要。5ページ参照)

※65歳以上の保護者や保護者以外の同居の親族(祖父母等)は提出不要です。

③ 税額を証明する書類(市内に住所のある方で税情報閲覧への同意押印をしない場合、または市外に住所のある方でマイナンバーの記載・税情報閲覧への同意押印をしない場合のみ必要。6ページ参照)

④ その他該当する場合に必要な書類

⑤ 本人確認書類

#### 重要

申請受付時に、マイナンバー(個人番号)の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー(個人番号)の確認」と「本人確認」の証明書類(例：通知カード+運転免許証、マイナンバー(個人番号)入り住民票の写し+運転免許証等)を提示していただく必要があります。

※通知カードをマイナンバー(個人番号)の確認書類として使用する場合、通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日等)に変更がない場合に限り有効。

マイナンバーカード(個人番号カード)を提示していただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能ですので、同カードをお持ちでない方で、申請を希望される場合は、市民課又は各支所総務市民課へお問い合わせください。

【保育を必要とする状態を証明する書類】

区 分		提出書類名	内 容
就労中(就労予定) ※利用(入所)基準は1月当たりの平均就労時間が60時間以上	内職	就労証明書・求職活動申立書の「内職している人」欄	◇申立書を記入し、内職を発注している事業者の証明を受けてください。 ◇発注先が会社組織でない場合は、事業主に証明を受けてください。
	内職以外	就労証明書・求職活動申立書の「勤務中(勤務予定)の人及び自営の人」欄	◇勤務(予定)先で就労時間や就労日数等の証明を受けてください。 ◇勤務先が会社組織でない場合は、事業主に証明を受けてください。 ◇自営業の方はご自分で証明をしてください。
妊娠・出産(産前産後期間)		母子健康手帳の写し(表紙・母親の氏名や分娩予定日が分かるページ)	◇産前6週(多胎児の場合は14週)から産後8週の期間で妊娠や出産で体調がすぐれず、児童の保育ができないことが条件です。
疾病・負傷		診断書等	◇病気等のため、保育ができないことが条件です。 ◇保育が(常時)困難な下記の程度・状況の分かる診断書等を病院から出してもらい、提出してください。 ① 1カ月以上の長期入院や常時寝たきりの場合 ② 常に安静を要するなどの状態にある場合 ③ ①②以外の場合で疾病により保育が困難な場合
障害		診断書 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し(所持者のみ。氏名や障害の程度が分かるページ)	◇障害のため、児童の保育ができないことが条件です。 ◇障害のために児童の保育が困難である旨の記載のある診断書を病院から出してもらい、提出してください(状況や障害の程度の記載も受け取ってください)。
同居親族の常時介護・看護		常時介護・看護が必要な親族の診断書 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し(所持者のみ。氏名や障害の程度が分かるページ)	◇同居親族が病気や障害等を理由に、常時介護や看護を必要としていることが条件です。 ◇常時介護・看護、あるいは付き添いが必要である旨の記載がある診断書(同居親族の状況や病状・障害の程度の記載も受け取ってください)。
求職活動		就労証明書・求職活動申立書の「求職活動申立書」欄	◇求職活動(月60時間以上の活動)のため、児童の保育ができないことが条件です。 ◇利用(入所)後90日後の月末までに就職できない場合、保育所は退所となりますのでご注意ください。
就学・職業訓練等		在学証明書 就学時間が分かるカリキュラム等の写し	◇月60時間以上の就学・職業訓練を行うことが条件です。 ◇学校は学校教育法に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設)が対象となりますので、在学する学校にご確認ください。
災害復旧		罹災証明書	詳細は市の窓口にご相談ください。
離婚前提別居		民生委員の証明	
児童虐待やDVのおそれ		専門機関の証明等	

【税額を証明するもの】

区 分	状 況	提出書類等
令和2年4月～8月までの保育料算定に必要な書類	平成31年1月1日時点で鹿児島市内に居住していた方	<p>税情報閲覧への同意押印をする場合、税額を証明する書類の提出は不要です。</p> <p>◇保育料の算定にあたっては、保護者の市町村民税の所得割額を確認するために、市町村民税の課税情報を閲覧します。</p> <p>◇未申告など課税情報を確認できないときは、手続き等が必要な場合があります。</p>
	平成31年1月2日以降に鹿児島市内に転入された方	<p>マイナンバーの記載・税情報閲覧への同意押印をする場合、税額を証明する書類の提出は不要ですが、同意しない場合、鹿児島市では税額の確認ができませんので、保護者それぞれ、以下の添付書類(A～Cのいずれか)を添えて申請してください。</p> <p>A 令和元年度 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定変更通知書の写し(市民税等が給与から特別徴収(天引き)されている方・勤務先より配布)</p> <p>B 令和元年度 市民税・県民税税額決定通知書の写し(自営業の方 平成31年1月1日時点で居住の市町村から送付)</p> <p>C 令和元年度 市民税・県民税 所得額・課税証明書(所得額、控除額、税額などが記載されている証明。平成31年1月1日時点で居住の市町村で発行)</p> <p>※市町村によって名称が異なる場合があります。</p> <p>※配偶者の扶養に入っている方(配偶者控除の対象者)は書類の提出は必要ありません。</p>

※令和2年9月以降に行う保育料算定で、改めて必要な書類の提出をお願いする場合があります(令和2年7月頃を予定)。

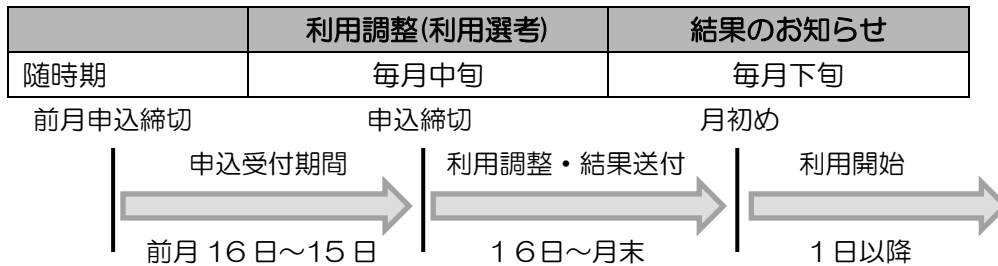
【その他該当する場合に必要な書類】

区 分	内 容
申込児童や同居の家族が精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちの場合	手帳の氏名等や障害の程度がわかるページの写しを提出してください。
保護者が幼稚園教諭、保育教諭、保育士として幼稚園、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設等に就労している又は就労予定の場合	幼稚園教諭免許状又は保育士証の写しを提出してください。(旧姓で登録されている場合は、戸籍抄本等の提出が必要です。)
申込児童の兄弟が認定を受けずに幼稚園・認定こども園に在園している場合や認可外保育施設、企業主導型保育施設に在園している場合	通所している園から在園証明書を発行してもらい、提出が必要となる場合があります。(月極で契約していることが条件)詳細は市の窓口にご相談ください。



### (3) 利用の決定

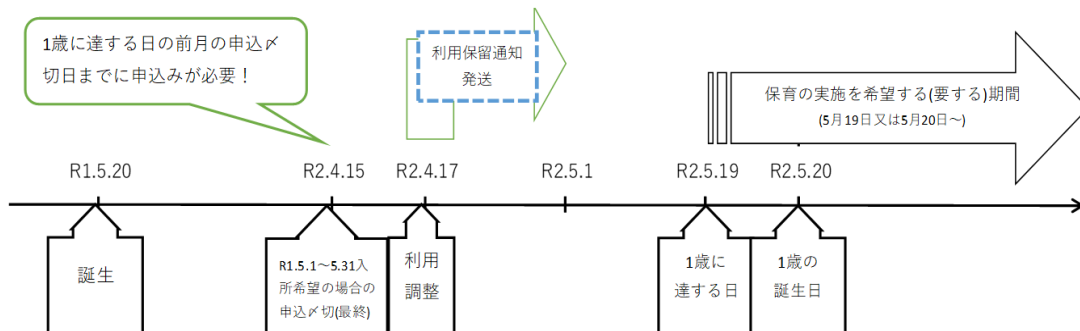
利用調整と結果の送付の時期については、以下のとおりです。



### (4) 利用申込みについての注意事項

- ① 保育所等が利用できるのは、保護者全員が、児童の保育ができない事情がある場合(保育を必要とする事由に該当する場合)に限ります。
- ② 幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で、保育所等を利用することはできません。
- ③ 保育を必要とする事由に該当する場合でも、保育所等には定員がありますので、申し込んだ児童が全員、保育所等を利用できるわけではありません。定員に達している場合、利用待ちをしていただくこととなり、その場合は、一時預かりや認可外保育施設などのご利用を検討していただく必要があります。
- ④ 産前産後休暇及び育児休業取得に伴い保育所等を退所し、休業後職場に復帰するに際し、休業開始前の保育所等を再び利用希望される場合は、利用調整において優先される場合がありますのでご相談ください。
- ⑤ 保育所等の入所を希望したが、入所できないなどにより、やむを得ず育児休業の延長を要する場合、育児休業の対象の児童が1歳に達する日(1歳になる誕生日の前日)又はその翌日(1歳の誕生日)に、保育所等における保育の利用を希望する旨の申込みを行っておくことが必要になります。申込みをされ、利用調整を受けた後でなければ、入所保留の通知を発行できませんので、適切な時期に利用申込みを行うようお願いいたします。

【例】令和元年5月20日生まれ⇒令和2年5月19日に1歳に達する場合



- ⑥ 保護者の育児休業取得を理由に新たに保育所等の利用申込みはできませんが、認定こども園(幼稚園機能)については1号認定での利用が可能です。

各施設にご相談ください。

- ⑦ 利用申込みをされる児童で、心身に障害をお持ちの場合は、希望する保育所等を事前にご見学することをお勧めします。
- ⑧ 就学前の児童が2人以上いる場合は、その全員分を申し込む必要があります。認定を受けずに幼稚園・認定こども園に在園している場合や認可外保育施設、企業主導型保育施設に月極で在園している児童については、申込みの必要はありませんが、その在園証明等の提出が必要となる場合があります。（詳細は市の窓口にご相談ください。）

#### (5) 保育所等利用内定後の手続き

##### ① 入所に向けた準備

各園において、健康診断や面接などを受けていただいた後、正式な入園決定となります。

##### ② 内定後に辞退する場合

利用内定後に辞退される場合は、辞退事由発生後、すみやかに辞退届を保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課へ提出してください。

### 5 入所した後の手続き等

#### (1) 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合

- ① 教育・保育給付認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課に必ずお申し出ください。
  - ア 子ども・保護者の氏名・住所変更
  - イ 世帯員の増減(婚姻・離婚・出生・別居・同居等)
  - ウ 保護者の転職・離職・その他保育を必要とする事由の変更※変更の際には、交付した支給認定証が必要となりますので、必ず保管しておいてください。別途添付書類が必要な場合があります。
- ② 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、教育・保育給付認定を取り消されることがありますのでご注意ください。教育・保育給付認定を取り消されると、保育施設・事業を利用できなくなります。
- ③ 教育・保育給付認定は、児童の年齢や保育を必要とする事由により有効期間があります。有効期間の満了後も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、再度教育・保育給付認定の申請をしていただく必要があります。（※3号認定者の満3歳到達時における2号認定への変更の場合を除く。）

## 6 保育料について

### (1) 幼児教育・保育の無償化

3歳児(※1)～5歳児のすべてと、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料は、令和元年10月より無償化となりました。給食費等の実費徴収の経費(※11ページ参照)については園へのお支払いが必要です。0歳児～2歳児の住民税課税世帯の保育料は引き続き発生することになりますので、詳しい内容については、次の(2)をご覧ください。

※1 3歳…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

### (2) 0歳～2歳(課税世帯)の保育料について

#### ① 保育料の決定

保育料の算定は、世帯の市町村民税の所得割額の合計額で行います。

市町村民税の所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。(保育料表は20ページをご覧ください。)

#### ② ひとり親世帯の保育料の決定

ひとり親世帯の保育料の算定は、母(父)のみの市町村民税の所得割課税額で算定しますが、祖父母と同居しているひとり親世帯(住民票上の世帯が別の場合も含む)で、父母の所得が一定額以下の場合、家計の主宰者の税額等も考慮し決定します。

また、ひとり親世帯のうち、税法上の寡婦(寡夫)控除の適用を受けていない世帯について、要件に該当する場合は、寡婦(寡夫)控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。

#### ③ 保育料の切り替え時期

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

#### ④ 日割計算

保育料は、通常1カ月単位の額になりますが、月の途中で入退所される場合には、保育料は日割計算されます。ただし、やむを得ない休園や欠席の場合でも、日割計算されず、月額保育料が必要になります。

【日割計算の方法】

◇月途中入所の場合

保育料(月額)×途中入所日からその月の月末までの開所日数÷25日

◇月途中退所の場合

保育料(月額)×その月の初日から在籍終了日までの開所日数÷25日

※開所日数とは、途中入所日から月末まで、又は月初日から途中退所日の前日までの日数のうち日曜日・祝日を除いた日数のことです。

※日割りの計算については、月の開所日数にかかわらず、25日で計算するよう

に定められています。

### ⑤ 保育所等を利用する児童に係る多子軽減

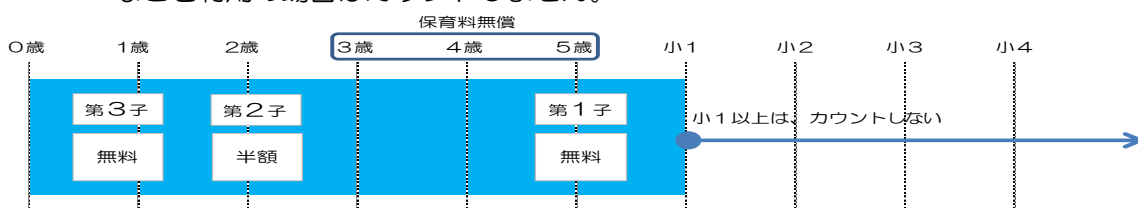
幼児教育・保育の無償化以降も多子軽減の制度はこれまでと同様に実施いたします。

#### 【市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯】

保育所等では、小学校就学前の子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

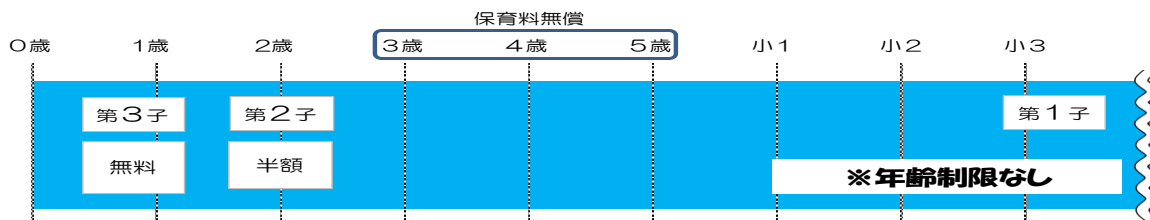
※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(小学1年以上になった場合)は、それまで第2子だった子どもを第1子とカウントします。

※幼稚園等での年少クラス(満3歳児到達後を除く)、一時預かりや認可外保育施設などを利用の場合はカウントしません。



#### 【市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯】

年齢に関係なく、生計を一にする最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



※ひとり親世帯等は、市町村民税所得割額が77,101円未満であれば、第2子以降は無料となります。詳細は、20ページの保育料表をご覧ください。

### ⑥ 保育料の納入

保育所等の保育料は、利用される施設により納入先が異なります

#### ア 保育所

「口座振替」による納入か、毎月お渡しする「納入通知書」を使って、納期限内に納入通知書に記載されている納入場所で鹿児島市に納入してください。

#### イ 認定こども園

施設の定める方法で、各施設に納入してください。

## 7 実費徴収

保育料以外に別途費用を徴収する場合があります(入園時に園が説明する重要事項説明に記載がありますので、必ずご確認ください)。

- ①実費徴収 …給食費や制服代、認定こども園の場合は通園バス代等が当たります。
- ②特定負担額…教職員配置のための上乗せ徴収をいいます。

### 〔給食費について〕

◇0歳児～2歳児…給食費(主食費・副食費)は、保育料に含まれます。

◇3歳児(※1)～5歳児…給食費(主食費・副食費)は実費徴収となります。

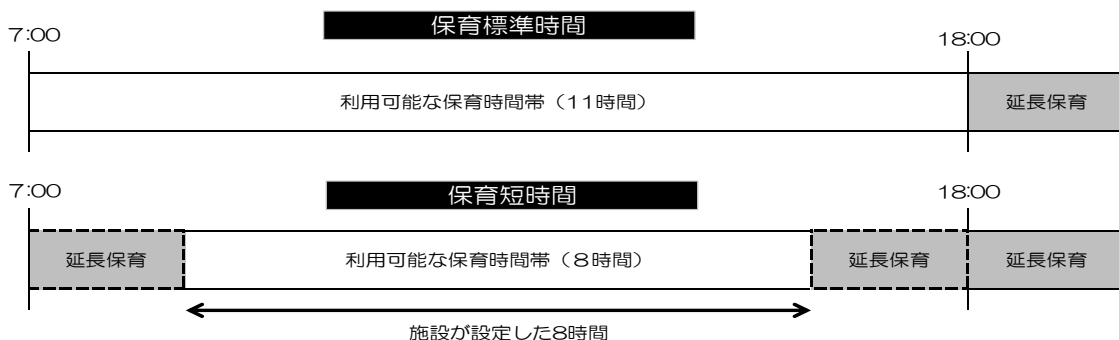
ただし、下記の項目に該当する世帯については、副食費の減免を受けられる場合があります。

	3歳～5歳児
年収360万円未満相当	兄・姉の有無に関わらず対象
年収360万円相当以上	就学前までの兄・姉の年長者から数えて3番目に該当する児童

※1 3歳児…3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

## 8 延長保育

保育所等は、施設が設定した保育標準時間又は保育短時間を超える場合は、延長保育となります。



延長保育を利用される場合には、保育料の他に延長保育料が必要です。また、延長保育料は無償化の対象とはなりません。延長保育の申込み、利用料、具体的な相談は各施設にお問い合わせください。

## 9 広域利用

### (1) 鹿児島市内にお住まいの方が他市町村の保育所等の利用を希望する場合

鹿児島市へ教育・保育給付支給認定申請及び利用申込みをしていただくこととなりますが、利用調整は、保育所等のある市町村がそれぞれの基準に基づき実施します。事前に保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課にご相談ください。

### (2) 他市町村にお住まいの方が鹿児島市の保育所等の利用を希望する場合

お住まいの市町村から利用申込みをしていただくこととなりますが、第2期から利用調整の対象となります。詳細については、お住まいの各市町村役場にお問い合わせください。ただし、鹿児島市に転入予定のある方は直接、鹿児島市に申し込むことが

できます。

## 【Q&A】

### ◇申込みに関すること

(問1) 幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）と保育所や認定こども園（保育所機能）を併願する予定です。どのような手続きをすればよいですか？

(答) 幼稚園機能と保育所機能を併願することはできますが、1号と2号の認定を同時に受けることはできません。保育所機能を利用するための2号認定と利用申込の申請をしていただくとともに、幼稚園機能にも入園申込みを行っていただきます。最終的に幼稚園等に入園する場合、1号認定への切り替えを行ってください。また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園等へ必ず連絡してください。

(問2) 令和元年度に申込みをして保留になっていますが、令和2年度も申込みが必要ですか？

(答) 申込みは年度ごとに行っていただいておりますので、令和2年度については再度申込みの必要があります。

(問3) 希望する保育園や認定こども園を通じて申込書を提出しても良いですか？

(答) 希望園に直接提出することは可能ですが、園から市役所（保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課）へ提出が完了することが必要になりますので、余裕を持って提出してください。

(問4) 自営業で、子どもの育児のために休業していますが、保育所入所の際に加点が付きますか？

(答) 生まれた子の1歳の誕生日（おおむね1か月以内）までの間に、休業からの復帰に伴う入所申込みを行う場合、利用調整において加点がつきます。ただし、育児休業中の継続利用は認められません。

(問5) 現在利用している認可外保育施設が、保育所等に認可されたようですが、当該施設を継続的に利用することは可能ですか？

(答) 施設の状況によっては、受け入れられる場合もあります。詳しくは、保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課にお問い合わせください。

(問6) 保育所に申し込んでいますが、保留になってしまいました。子どもを預けないと仕事に行けないのですが。

(答) 一時預かりや認可外保育施設等のご利用も検討していただく必要があります。ご利用に係る申込み、利用料など具体的な相談については、各施設にお問い合わせください。

#### ◇教育・保育給付認定に関すること

(問7) 教育・保育給付認定とはどのようなものですか？

(答) 教育・保育給付認定とは、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する認定を受けていることで、支給認定証には氏名、住所、認定区分等が記載されており、保護者に鹿児島市が交付します。世帯状況の変更等や認定区分の変更の際に必要となりますので、卒園（退園）されるまで大切に保管しておいてください。

(問8) 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

(答) 支給認定の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。なお、3号認定の有効期間は最長で満3歳に達する日の前日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、鹿児島市が職権で行いますので、届出は不要です。

(問9) 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 支給認定の有効期間内に、認定内容に変更があれば、保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課に届け出てください。

(問10) 教育・保育給付認定を受けて、保育所等を利用開始後、市外へ転出したらどうなりますか？

(答) 教育・保育給付認定の有効期間内に市外へ転出する場合には、教育・保育給付認定は取り消しとなります。市へ届出を行っていただき、認定証の交付を受けている場合は返還してください。その上で、転出先市区町村から新たに教育・保育給付認定を受けてください。

#### ◇入所に関すること

(問11) 入所前にならし保育を利用できますか？

(答) 育児休業復帰、産休復帰、新規就労（就学）に伴う入所の場合のみ、最大1週間前から利用できます。ただし、園の受け入れ体制が整っている場合にのみ可能となりますので、利用内定後の面談等の際に園に直接ご相談ください。また、ならし保育の期間につきましても、保育料が発生いたしますのでご了承ください。

(問12) 日曜日・祝日にも仕事があるのですが、子どもを預けるところはありますか？

(答) 保育所等は、原則として日曜日、祝日は休園日ですが、休日保育（日曜日・祝日も開所）を実施している保育所等もあります。保育所等を選ぶ際の参考にしてください。休日保育の申込み、具体的な相談は各保育所等にお問い合わせください。

(問13) 子どもに食物アレルギーがありますが、保育所等の食事は対応ができますか？

(答) 食物アレルギーで、食事に配慮が必要なお子さんのために、医師の診断指示に基づき、保護者の方と話し合い、除去食、代替食などできるだけ個人に合わせた食事が提供できるように努めています。

ただし、アレルギーの原因となる食品の種類が多い場合や症状によって給食提供が困難な場合は、家庭からの弁当持参をお願いすることもあります。

(問14) 土曜日に職員の研修があると言われましたが、子どもを預けないと仕事に行けないのですが。

(答) 保育所等の休園日は、原則として、日曜日、祝日、年末年始です。保育所等によっては年度末・年度始を休園にしているところもあります。詳しくは別冊『保育所等のご案内』をご覧ください。それ以外の日は、児童をお預かりします。

職員研修については、職員の資質向上のために必要なものですので、土曜日に研修が開催される場合、各保育所等で保護者の皆様にご協力を求めることもあります。しかし、お尋ねのように仕事などで預けないといけない場合には、どの保育所等でも平常通り児童をお預かりします。

(問15) 求職活動中の場合、ずっと保育所等に入れますか？

(答) 求職活動を理由とする保育所等の利用期間は、連続3か月以内(90日を超える日の月末まで)です。また、年度内において合計3か月以内です。利用開始後90日を超える日の月末までに就職先が決まらない場合やほかの保育を必要とする事由(就学等)がない場合は、保育所等を退所することになります。

#### ◇保育料に関すること

(問16) 保育料はどのように決定されるのですか？

(答) 保育料は、市町村民税所得割額を基礎に保育料階層を決定します。20ページに保育料基準額表を記載していますのでご覧ください。

(問17) 保育料を滞納するとどうなりますか？

(答) **保育料の滞納は全国的に重大な問題になっています。**

保育料を滞納すると、保育料を納めている保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、滞納により市の福祉行政に必要な財源を圧迫し、公共の福祉を損ねたり、入所する児童数を制限するなど、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下するおそれがあります。



#### ◇無償化に関すること

(問18) 3歳の誕生日を迎えた月から保育料は無償化されますか？

(答) 年度の途中で3歳になった場合でも、その年度中は3歳未満児の保育料が適用され、無償化になるのは翌年の4月1日からです。(ただし、1号認定は3歳の誕生日前日から認定を受け、その日から保育料は無償となります。)

(問19) 給食費は何歳から実費徴収となるのですか。

(答) 3歳に達する日以後の最初の4月1日から実費徴収の対象となります。

(問20) 保育所に申込みをしましたが保留になりました。保育所に入所できるまでの間は認可外保育施設や一時預かり事業の利用を検討しています。無償化を受けるためには何か手続きが必要でしょうか。

(答) 保育の必要性がある3歳児～5歳児の子どもと、0歳児～2歳児の子ども(住民税非課税世帯)が認可外保育施設や一時預かり事業を利用する場合、無償化の対象となります。無償化を受けるためには、施設等利用給付認定(新2・3号)の手続きが必要です。保育所等の申込みを行い、保留になった方については、すでに教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)を受けているため、新たに申請をしていただく必要はありません。(みなし認定)

#### ◇その他の保育サービスに関すること

(問21) 保育を必要とする事由には該当しませんが、用事がある時などに一時的に子どもを預けたいのですが。

(答) 保護者のパート就労や疾病、出産等により一時的に家庭内での保育が困難となる児童を一時的に預かる制度(一時預かり)をご利用いただけます。一時預かりの申込み、利用料、具体的な相談は各保育所等にお問い合わせください。

(問22) 2号認定に相当する場合(保護者が働いている等)でも、1号認定を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか？

(答) 2号認定に相当する場合でも、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)に通い、預かり保育を利用していただくことは可能です。施設を通じて、1号認定の申請と預かり保育の無償化を受ける場合は、施設等利用給付認定(新2号)の申請を行ってください。なお、新制度に移行しない現行のままの幼稚園を利用(入園)する場合は、1号認定の申請は不要ですが幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付認定(新1・2・3号)の手続きは必要です。

(問23) 子どもがインフルエンザにかかり、最近良くなってきましたが、まだ、保育所等には通えません。どうしても仕事を休めないのですが、子どもを預けるところはないですか？

(答) 病児・病後児保育施設やファミリー・サポート・センターを利用できます。

病児・病後児保育施設とは、保育所等に入所中の児童が、病気の回復期等にあるために集団保育が困難な状況にあり、かつ、保護者がやむを得ない理由のために家庭で保育ができない場合に、一時的にお預かりして、保育を行うものです。対象児童は、鹿児島市に住所を有する0歳児から小学校6年生までの児童です。次の施設があります。

施設名	住 所	電話番号
みなみクリニック ダーク・ヘム	鴨池2-4-1	812-6165
池田病院 チックタック童夢館	西田1-4-12	255-3737
紫原たはら医院 グッドラック	紫原4-27-19	250-3231
ひだまりこどもクリニック ばらんせ	大明丘2-22-21	294-5000
谷山生協クリニック レインボーキッズ	谷山中央5-21-22	267-2028
中瀬小児科 マーミン	東谷山4-25-7	266-1189
あおぞら小児科 あまやどり	草牟田2-16-8	226-3298
かごしまたんぽぽ小児科 ぱふ	真砂本町13-20	202-0410
豊島小児科 病児保育室 sano	山田町3408-6	265-3070

また、利用には事前登録が必要です。各実施施設又は保育幼稚園課・各支所福祉課・保健福祉課で登録してください。受入人数に限度がありますので、利用の際はできるだけ前日までに申込みをしてください。

## 鹿児島市保育所等利用調整基準(抜粋)

次の1及び2の合計点により、点数の高いものから内定者を決定する。同点の場合には同点者調整項目表に基づき決定する。

### 1 基本点数表

父母が保育できない理由・状況			点数	
			父	母
居宅外就労 (1か月60時間以上就労することを常態とすること。)	週5日以上	週42.5時間以上就労	10	10
		週32.5時間以上42.5時間未満就労	9	9
	週4日以上	週30時間以上就労	8	8
		週22時間以上30時間未満就労	7	7
	上記以外で月60時間以上就労		6	6
居宅内就労(1か月60時間以上就労することを常態とすること。)	週5日以上	週42.5時間以上就労	9	9
		週32.5時間以上42.5時間未満就労	8	8
	週4日以上	週30時間以上就労	7	7
		週22時間以上30時間未満就労	6	6
	上記以外で月60時間以上の就労		5	5
内職その他		4	4	
妊娠・出産(産前産後期間にあること)			—	8
疾病・負傷・心身障害 (保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。)	疾病・負傷	長期入院(1か月以上)している又は常時寝たきりの状態である	10	10
		常に安静を要するなど、保育が常時困難である	8	8
		上記以外の場合で保育が困難と認められる	6	6
	心身障害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aに該当する	10	10
		身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、療育手帳Bに該当する	8	8
		上記以外の障害(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた場合に限る。以下同じ。)を有し、保育が困難と認められる	6	6
介護・看護(同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。) ※親族は当該児童の3親等以内の者	入院の介護・看護	子の入院に常時付き添っている	10	10
		子以外の同居の親族の入院に常時付き添っている	8	8
	居宅内介護・看護	子を常時介護・看護している	10	10
		子以外の同居の親族を常時介護・看護している	8	8
災害復旧(震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。)			10	10
就学・職業訓練(保護者が教育施設に在学している、又は職業訓練を受けていること。)			居宅外就労に準じる	
児童虐待、DVのおそれ			10	10
求職活動(起業準備を含む)			2	2

#### 【備考】

- (1) 複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。
- (2) 就労時間は、所定就労時間(休憩時間を含む。)に相当する時間とする。
- (3) 居宅内就労とは、日常生活に使用する居室を就労場所として使用するものとし、それ以外のものは居宅外就労の区分を適用する。
- (4) 利用調整時点で就労予定の者は、基準点から1点を減じる。
- (5) 保護者が1名の場合は、基準点に10点を加える。
- (6) 保護者が65歳以上の場合は10点とする。
- (7) 別に定めがある場合を除き、利用開始希望日を適用の基準とする。

## 2 調整点数表

世帯単位で調整点を加算する。

番号	区分	点数	
1	母子家庭又は父子家庭である	8	
2	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	7	
3	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害を有している	2	
4	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害を有している（支給認定理由が疾病・障害以外の場合）	1	
5	（育児休業の終了による職場復帰） 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業の終了による職場への復帰の日からおおむね1か月が経過する日までの間にある	2	
6	（育児のための休業の終了による職場復帰） 育児休業法の対象とならない保護者が育児のために休業している場合において、利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、その保護者が休業から復帰する日（児童が1歳の誕生日を迎える日までとする。）からおおむね1か月を経過するまでの間にある	2	
7	（産前産後期間終了による職場復帰） 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後の期間（以下「産前産後の期間」という）における休業の終了による職場への復帰の日からおおむね1か月を経過するまでの間にある	2	
8	保護者が産前産後の期間にある（3に該当する場合を除く）	1	
9	保護者が当該児童の3親等以内の同居の親族（長期間入院等をしている者を含む）で常時介護が必要な障害者又は長期にわたり疾病の状態にある者を常時介護・看護している	1	
10	利用申込に係る児童のきょうだい既に第1希望の保育所等に入所している（認定こども園の保育機能の利用希望する場合において、きょうだい当該認定こども園の幼稚園機能に在園している場合を含む。）	2	
11	虐待のおそれがある	8	
12	DVのおそれがある	4	
13	離婚前提別居（6か月以上）、単身赴任、疾病等による長期入院等で保護者の一方から保育の協力を得られない	1	
14	生活保護世帯である	1	
15	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職活動中である	2	
16	保護者が保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として、認可保育所、認定こども園又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に就労又は就労予定である	10	
17	保護者が保育所等以外の施設等で保育士として就労若しくは従事している又は就労若しくは従事予定である	認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）	8
		障害児発達支援施設（本市の指定を受けた施設に限る。）又は特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第30条の11で確認を受けた施設・事業をいう。ただし、法第7条第10項第8号の子育て援助活動を除く。）	4
18	申込児童が障害を有する	4	

注

- 5から7までは、適用を受けている利用保留者が引き続き次年度も利用を希望する場合の利用調整においても適用する。
- 16及び17のうち、複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

### 3 同点者調整項目表

次の表の項目の順に従い、それぞれの児童の優先順位を決定する。

番号	区分	
1	希望順位	利用申込に係る保育所等の希望順位が上位の世帯が下位の世帯に優先する
2	調整点の合計点	調整点の合計点の高い世帯が低い世帯に優先する
3	調整点の内訳	調整点の高い区分に該当する世帯が低い項目に該当する世帯に優先する
4	就労の有無	保護者のいずれもが就労している世帯、保護者のいずれかが就労している世帯、保護者のいずれもが就労していない世帯の順に優先する
5	就労形態	保護者のいずれもの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれかの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれもの就労が居宅内で行われている世帯の順に優先する
6	就労実態	保護者のいずれもが実際に就労している世帯、保護者のいずれかが実際に就労している世帯、保護者のいずれもが就労することを予定している世帯の順に優先する
7	就労時間	保護者の通常の1か月の労働の時間が長い世帯が短い世帯に優先する
8	兄弟姉妹申込	兄弟姉妹同時申込の世帯が優先する
9	世帯形態	保護者と子どものみの世帯が他の世帯に優先する
10	世帯内の児童数	小学校3年生以下の児童の数の多い世帯が少ない世帯に優先する
11	延長保育等の必要性	延長保育、乳児保育又は障害児保育を必要とする世帯がその他の世帯に優先する
12	年齢	当該児童の年齢の低い世帯が高い世帯に優先する
13	申込時期	申込時期が早い世帯が申込時期が遅い世帯に優先する

※7において、母子家庭等の場合の就労時間は195時間を加算した時間とする。

令和2年度鹿児島市保育所・認定こども園(保育所機能)の保育料表

母子家庭の世帯等以外

階層区分	保育料(月額) 3歳未満児		保育料(月額) 3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A 生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C1 市町村民税 均等割のみ課税世帯	11,300円 (5,600円)	11,100円 (5,500円)	0円	0円
C2 市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	14,500円 (7,200円)	14,200円 (7,100円)	0円	0円
D1 市町村民税所得割課税額 48,600円以上67,000円未満の世帯	19,200円 (9,600円)	18,800円 (9,400円)	0円	0円
D2 市町村民税所得割課税額 67,000円以上103,000円未満の世帯	27,100円 (13,500円)	26,600円 (13,300円)	0円	0円
D3 市町村民税所得割課税額 103,000円以上140,000円未満の世帯	35,500円 (17,700円)	34,800円 (17,400円)	0円	0円
D4 市町村民税所得割課税額 140,000円以上176,000円未満の世帯	40,800円 (20,400円)	40,100円 (20,000円)	0円	0円
D5 市町村民税所得割課税額 176,000円以上279,000円未満の世帯	46,500円 (23,200円)	45,700円 (22,800円)	0円	0円
D6 市町村民税所得割課税額 279,000円以上397,000円未満の世帯	51,000円 (25,500円)	50,100円 (25,000円)	0円	0円
D7 市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	66,300円 (33,100円)	65,100円 (32,500円)	0円	0円

母子家庭の世帯等(下記に該当する場合)

階層区分	保育料(月額) 3歳未満児		保育料(月額) 3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B0 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
CB1 市町村民税均等割のみ課税世帯	5,100円 (0円)	5,000円 (0円)	0円	0円
CB2 市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	6,700円 (0円)	6,600円 (0円)	0円	0円
DB1 市町村民税所得割課税額 48,600円以上67,000円未満の世帯	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	0円	0円
DB2 市町村民税所得割課税額 67,000円以上77,101円未満の世帯	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	0円	0円

(備考)

- 別居の生計を一にする兄弟等がいる場合、年齢にかかわらずその兄弟等から数えて保育料を計算することができる場合がありますので、別居の兄弟等がいる場合はお問い合わせください。
- ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けていない世帯について、平成28年4月より、寡婦(夫)控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。
- 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 「母子家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障害者を有する世帯のことをいいます。
- 3歳未満児の保育料は、年度の初日の前日において3歳に達していない児童に適用され、その児童がその年度の途中で満3歳に達した場合でも、その年度中は3歳未満児の保育料が適用されます。
- 同一世帯から2人以上の就学前児童が認可保育所、幼稚園、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、最も年齢が高い児童は全額、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。
- C1階層からD1階層の世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢に関わらず、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。また、母子家庭の世帯等に該当する世帯については、第1子の年齢に関わらず第2子以下の児童は無料となります。
- 保育料(月額)欄の( )は、⑦⑧の場合の第2子児童に適用します。
- 市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯のうち、満18歳未満の年長者から3人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。
- この保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収や特定負担額(教員配置の充実などのための上乗せ徴収)等の負担が必要な場合があります。
- 保育料は原則として1か月単位となっていますが、月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。また、やむをえず休園した場合や自己の都合により登園できなかった場合でも、保育料は日割計算されず、月額保育料が必要になります。
- 税額や家庭の状況(生活保護の適用や解除、障害者を有する世帯への該当や障害者手帳等の返還、世帯員の増減等)に変更があった場合は、鹿児島市役所保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課までお申し出ください。当年度内に限り遡って変更できる場合があります。

令和2年4月1日現在

### 市内保育所一覧表

( 記載内容については、変更になる場合があります )

管轄	保 育 所 等 名	所 在 地	定員	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育		
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日	
吉	白 菊 保 育 園	川上町3754	70	243-7785	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
	白菊保育園よしの杜	吉野町3095-276	50	295-0901	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-	
	ふじヶ丘保育園	緑ヶ丘町5-5	60	244-1590	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-	
	城ヶ丘保育園	川上町3472	90	243-2932	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○	
	保 育 園 う さ ぎ	吉野町5087-3	45	248-8664	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	むぎっこ保育園	吉野町2162-2	50	813-7171	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
	あすなろ保育園	吉野2-44-29	120	243-8973	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	ほびあこども保育園	吉野町3735-1	100	294-5211	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	吉野けだな保育園	吉野町3652-25	50	201-6688	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	○	○	
	教 恵 保 育 園	吉野町6039-10	80	243-7728	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-	
	錦ヶ丘保育園	吉野町2223-6	100	243-7704	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-	
野	吉 野 保 育 園	吉野町3074	60	244-2115	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	はなぶさ保育園	吉野町5652-1	70	243-5003	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
本	滝の神保育園	吉野町1045-53	40	243-7768	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	○	○	
	信 愛 保 育 園	東坂元2-61-25	70	247-2050	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-	
	坂元ビノキオ園	坂元町28-5	60	298-9674	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	なかよし夢 ほいくえん	坂元町1166-3	60	813-7110	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	清 水 保 育 園	清水町6-27	70	247-8963	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	春 日 保 育 園	春日町9-12	120	247-3003	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	同 胞 保 育 園	柳町3-20	150	222-2654	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	興 国 保 育 園	長田町24-17	90	222-6388	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-	
	二 葉 園 保 育 所	新屋敷町23-29	100	222-3820	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	南 林 寺 保 育 園	南林寺町12-11	40	222-6919	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	松 原 保 育 園	松原町2-24	60	224-3728	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	城 南 保 育 園	城南町29-19	120	222-4383	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	サニ一サイド 保 育 園	加治屋町7-6	60	813-7675	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
	原 良 保 育 園	原良1-16-11	60	254-0094	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	永吉あさひ保育園	永吉1-13-13	60	253-7717	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	ひまわり夢 ほいくえん	永吉3-2-19	50	210-5530	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	-	
	業 師 保 育 園	業師2-41-10	70	254-9378	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	なでしこ保育園	明和2-41-1	40	281-0735	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	わかくさ保育園	明和4-17-34	100	282-1960	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○	
	庁	大 覚 寺 保 育 園	草牟田1-14-10	50	295-3389	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
おおぞら保育園		草牟田1-15-60	50	201-3307	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
城 山 保 育 園		城山2-36-1	90	222-5377	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-	
玉里団地保育園		玉里団地3-30-6	80	229-1263	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
伊		玉 里 保 育 園	下伊敷1-11-7	110	222-4664	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
		下 伊 敷 保 育 園	下伊敷2-26-10	110	220-8798	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
		あ た ご 保 育 園	下伊敷1-32-1	80	220-4985	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	伊 敷 同 朋 保 育 園	伊敷1-8-15	90	229-6387	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
敷	こまどり保育園	西伊敷2-1-2	120	220-9722	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-	
	伊 敷 保 育 園	伊敷7-8-20	140	228-9660	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	年3回	
	くすの子保育園	小野4-15-18	60	295-3233	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	

令和2年4月1日現在

### 市内保育所一覧表

( 記載内容については、変更になる場合があります )

管轄	保 育 所 等 名	所 在 地	定員	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
本 庁	武 保 育 園	武2-28-7	90	254-1984	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	エンジェ ルキッズ保 育園	武1-34-22	50	297-5800	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	柳 田 保 育 園	武1-35-33	110	254-1698	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	田 上 保 育 園	田上1-26-15	110	258-2040	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	田上キッズ保育園	田上4-13-15	60	253-1076	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	かごしまショコラ保育園	田上6-22-18	90	801-4550	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
	マミーズ ランド保 育園	田上台2-27-1	50	254-2811	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	—	—
	TAGAMIDAIライオン保育園	田上台4-47-7	60	298-5316	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	たがみ台保育園	田上台2-47-14	120	296-1861	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	たけおか保育園	武岡2-29-1	110	281-8401	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	あさひ保育園	武岡3-13-1	90	281-3733	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	武岡ハイランド保育園	武岡5-26-6	55	292-7777	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	—	—	—
	光 愛 保 育 園	西陵3-9-3	140	282-9620	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	光愛こどもの家 あいあい保育園	西陵3-19-7	29	281-5811	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	ひろき保育園	広木2-55-15	110	264-7482	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	ルンビニ保育園	荒田2-9-22	90	253-0023	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	○	—
	こうえい保育園	与次郎1-2-23	60	252-5151	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	久 遠 保 育 園	下荒田2-49-20	120	253-3338	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	○	—
	ユズリ葉の杜保育園 上 荒 田	上荒田町9-21-2	30	230-7281	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
	きずな保育園	高麗町39-11	60	298-1171	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	あい保育園唐湊	唐湊3-5-28	60	813-8520	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
	鴨 池 保 育 園	鴨池1-8-10	100	254-1620	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	なぎさ保育園	真砂本町25-13	40	253-9592	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	真 砂 保 育 園	真砂町27-12	150	254-0296	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	三 和 保 育 園	三和町21-17	140	254-0632	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	鹿児島みなみ保育園	東郡元町18-3	110	253-3145	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
	やなぎの保育園	鴨池新町28-1	100	256-1693	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	御所季の子保育園	新栄町26-31	30	814-4120	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~22:00	○	○	○
	めぐみ保育園	宇宿1-56-4	70	254-9769	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	ユズリ葉の杜保育園	宇宿6-17-7	90	265-8286	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	—	—	—
	紫 原 保 育 園	紫原3-4-19	80	254-0083	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	つくし保育園	紫原5-14-3	110	254-9521	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	西紫原保育園	紫原4-37-2	60	257-1084	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	85	251-2922	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—
わくわく紫原 北 保 育 園	紫原6-32-1	30	210-5573	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—	
風と光保育園	紫原4-4-1	60	814-7791	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—	
日 之 出 保 育 園	日之出町26-5	60	837-8626	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—	
東 桜 島 保 育 園	東桜島町766-1	30	221-2220	7:30~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—	
谷 山	おひさま保育園	小原町12-1	110	269-2880	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	桜ヶ丘保育園	桜ヶ丘6-47-1	100	264-2393	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	ゆうかり保育園	上福元町5828	70	263-1775	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	東 開 保 育 園	東開町3-10	100	299-0755	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
きよみ保育園※	東谷山3-8-25 ※	80	268-2712	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00	—	—	—	

※きよみ保育園は、令和元年8月から令和2年5月までの期間、園舎改築のため、仮設園舎（和田1丁目）に移転中。  
詳しくは園にお問い合わせください。



令和2年4月1日現在

市内保育所一覧表

(記載内容については、変更になる場合があります)

管轄	保育所等名	所在地	定員	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
谷	ベコちゃん保育園	東谷山5-28-9	70	268-3081	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-
	東谷山保育園	清和1-2-1	60	268-2503	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	ベコちゃん保育園清和	清和4-5-15	30	296-8768	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-
	星ヶ峯保育園	星ヶ峯3-33-1	50	265-2098	7:00~18:00	7:00~15:00	18:00~19:00	○	-	-
	星の子保育園	星ヶ峯4-3-1	140	265-3477	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	愛の星保育園	星ヶ峯2-12-2	80	275-9201	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	いちご保育園	皇徳寺台1-30-2	110	275-0502	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	皇徳寺保育園	皇徳寺台3-31-5	100	275-0733	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
	げんき・キッズ保育園	山田町338	90	265-7500	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	ミルキー・マリー保育園	山田町1451-8	60	265-1223	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	ミルキー・ドリーム保育園	中山町1233-5	50	230-7768	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	中山保育園	中山2-32-3	90	268-4992	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	恵愛保育園	中山町2301-3	100	268-9645	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	上樋ちえれすて保育園	中山町738	60	298-1876	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	-
	竹之迫保育園	清和3-2-5	140	268-9898	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	にじのさと保育園	中山町5028-87	100	263-1202	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	えびす保育園	谷山中央6-15-11	110	268-6269	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	すみれ保育園	和田1-9-3	120	268-2113	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	南谷山保育園	和田1-29-10	60	268-2099	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	和田保育園	和田2-41-12	110	267-2370	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
みらい保育園☆	和田3-63-8	50	814-7632	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	○	○	
じげんじ保育園☆	和田2-34-22	50	296-7327	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
いちょうのき保育園	西谷山3-6-32	60	296-9402	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
あいぼりー保育園	下福元町7628-1	60	204-0262	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
チェルシー保育園	坂之上4-23-55	60	202-0451	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
つばみ保育園	和田1-41-3	60	269-5177	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
サウスこまどり保育園	卸本町7-8	90	299-9722	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
坂之上保育園	坂之上6-25-38	130	261-4644	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
坂之上第2保育園	坂之上6-30-17	65	210-5771	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
ベコちゃん保育園坂之上	坂之上6-32-14	65	261-6477	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
山	福平保育園	平川町1578-1	70	261-2116	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	影原保育園	下福元町7624	90	261-8168	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
吉	吉田保育園	西佐多町789-2	60	295-2603	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	むれが岡保育園	牟礼岡1-3-1	70	294-8979	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00	○	○	○
	本名保育所	本名町3026-5	30	294-2351	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	宮之浦保育所	宮之浦町519	45	294-2017	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
桜島	桜島保育園	桜島武町648	60	293-3115	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	瀬々串保育園	喜入瀬々串町3500	60	347-0081	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
喜入	中名保育園	喜入中名町1006	45	345-0112	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	喜入保育園	喜入町7251-2	60	345-0680	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	前之浜保育園	喜入前之浜町7076-2	50	343-0074	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	生見保育園	喜入生見町2842-3	20	343-0108	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
松	松元中央保育園	福山町111-1	100	278-1576	7:10~18:10	8:30~16:30	18:10~19:15	-	-	-
	仁田尾保育園	石谷町1596-3	100	278-2510	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	石谷の森保育園	石谷町1644	50	813-7188	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	いとしご保育園☆	石谷町2071-1	50	298-9210	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
元	はるやま森の保育園	春山町1890-2	90	278-7210	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	たけのこ保育園	春山町1212-7	50	278-5445	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
郡山	花尾保育所	花尾町125	45	298-7123	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	郡山保育園	郡山町2519-5	90	298-4010	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。  
 ※保育所等の概要などは、別冊『保育所等のご案内(令和2年度版)』をご覧ください。  
 ※「☆」印は、令和2年4月1日施行園

## 市内認定こども園一覧表(幼保連携型)

令和2年4月1日現在

(記載内容については変更になる場合があります)

管轄	認定こども園等名	所在地	定員 2・3号	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
本	認定こども園 うちの幼稚園	玉里団地1-5-3	70	229-1722	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	幼保連携型認定こども園 鴨池幼稚園	郡元3-8-5	45	254-0567	7:00~18:00	10:00~18:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 鹿児島おどり幼稚園	武岡4-16-1	60	282-0005	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	認定こども園 幼保連携型鹿児島さくら幼稚園	桜ヶ丘7-23-5	70	264-1161	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30	-	-	-
	認定こども園 さかもと幼稚園	西坂元町57-23	77	248-1431	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	わくわく鹿児島中央認定こども園	薬師2-30-15	90	204-7400	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 草牟田幼稚園	草牟田2-20-15	41	222-6443	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 ヴェリタスこども園	武岡1-22-1	40	281-3561	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	幼保連携型認定こども園 玉里善き牧者幼稚園	草牟田2-29-7	50	222-5348	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	認定こども園 辻ヶ丘幼稚園	東坂元2-39-1	68	247-3005	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 みのり幼稚園	明和1-39-1	40	281-2233	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	認定こども園 紫原幼稚園	紫原6-40-4	30	254-1659	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	認定こども園 たちばな保育園	紫原6-40-27	130	251-4041	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 めぐみ幼稚園	鴨池2-23-17	50	255-8461	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
庁	認定こども園 やはた幼稚園	下荒田4-19-10	40	254-0784	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	幼保連携型認定こども園 武岡幼稚園	武岡5-26-6	33	282-7000	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
谷	かわい認定こども園 可愛幼稚園	下福元町7649	80	261-3450	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 桜ヶ丘中央幼稚園	桜ヶ丘4-8-2	50	265-2700	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 松青こども園	谷山中央4-4907-11	144	268-4247	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 ペピーズ松青こども園	谷山中央3-522	56	260-5600	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00			
	認定こども園 清谿幼稚園	谷山中央1-4360	35	268-2265	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	幼保連携型認定こども園 谷山善き牧者幼稚園	西谷山1-1-1	50	267-4055	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 若葉幼稚園	桜ヶ丘6-30-2	30	265-1151	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	コスモス認定こども園	桜ヶ丘2-6-1	130	264-3952	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	御所こども園	上福元町5682	90	268-5122	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~22:00	○	○	○
	御所風の子こども園	上福元町5644	20	269-2620	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~22:00	○	○	○
	しらゆきこども園	小松原2-10-15	120	269-6811	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	西谷山認定こども園	西谷山2-16-8	100	269-5075	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	聖徳認定こども園	和田2-2-1	55	260-0221	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	認定こども園ひかりやま保育園	光山2-12-1	80	261-6654	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
山	幼保連携型認定こども園 つばき幼稚園	中山1-6-1	60	269-4545	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 ひまわり幼稚園	東谷山3-31-13	50	268-2340	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	認定こども園 あげぼの幼稚園	小野4-4-31	30	229-0008	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
伊	認定こども園 伊敷幼稚園	伊敷5-19-20	51	229-2010	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	幼保連携型認定こども園 千年幼稚園	千年1-36-1	50	220-8686	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
吉	こばと・ゆなの木こども園	大明丘3-14-1	81	243-1135	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	認定こども園 はなぶさ幼稚園	緑ヶ丘町13-1	60	244-2277	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
野	幼保連携型認定こども園 錦ヶ丘	○ 吉野町2223-4	60	244-0006	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	認定こども園・吉田南幼稚園	本名町543	45	294-3730	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
田	幼保連携型認定こども園 よしだルンビニー幼稚園	東佐多町2157-1	30	295-2502	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	みのりこども園	☆ 春山町388	50	248-7525	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。  
 ※保育所等の概要などは、別冊『保育所等のご案内(令和2年度版)』をご覧ください。  
 ※「○」印は、令和2年4月1日に幼稚園型から幼保連携型に移行  
 ※「☆」印は、令和2年4月1日施行園

## 市内認定こども園一覧表(幼稚園型)

令和2年4月1日現在

(記載内容については変更になる場合があります)

◇満3歳児以上(2号認定)が対象の施設です。

管 轄	認 定 こ ど も 園 等 名	所 在 地	定員 (2号)	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	延長保育時間	うち保育短時間		日曜	祝日
本	幼稚園型認定こども園 アソカ幼稚園	新屋敷町25-25	20	222-0523	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	幼稚園型認定こども園 宇宿幼稚園	宇宿4-18-8	15	264-1810	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	幼稚園型認定こども園 共立幼稚園	春日町6-25	25	247-1304	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼稚園型認定こども園 和光幼稚園	東千石町21-38	30	222-5693	7:00~18:00	10:00~18:00	18:00~19:00	-	-	-
	認定こども園 大谷幼稚園	新町2-7	20	223-6615	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	認定こども園 聖母幼稚園	荒田2-53-11	25	254-3555	7:30~18:30	9:30~17:30	-	-	-	-
	幼稚園型認定こども園 共研幼稚園	上之園町20-17	30	254-0986	7:30~18:30	8:30~16:30	-	○	-	-
庁	認定こども園 鹿兒島三育幼稚園	平之町14-21	10	223-6498	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
谷	幼稚園型認定こども園 たにやま幼稚園	和田1-4-5	30	267-3190	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼稚園型認定こども園 錦城幼稚園	星ヶ峯2-2-1	35	265-5687	7:30~18:30	8:30~16:30	18:30~19:30	○	-	-
山	幼稚園型認定こども園 こまつばら幼稚園	小松原2-10-4	30	268-3151	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
伊	幼稚園型認定こども園 いにしき幼稚園	下伊敷2-12-3	50	220-2705	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	幼稚園型認定こども園 恵光幼稚園	小山田町3510-3	15	238-3410	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
喜	幼稚園型認定こども園 喜入幼稚園	喜入町335-1	20	345-2280	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
郡	幼稚園型認定こども園 東俣幼稚園	東俣町3761-1	5	298-8221	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※幼稚園型の認定こども園における一時預かりについては、設備等の都合で乳児(0歳児)の受け入れが困難な場合がありますので、各認定こども園にお問い合わせください。

### ★★保育料は、毎月必ず納期限内に納めましょう★★

#### お問い合わせ・提出先

・保育幼稚園課	〒892-8677	山下町11番1号	☎216-1258
・谷山福祉部福祉課	〒891-0194	谷山中央四丁目4927番地	☎269-8473
・伊敷福祉課	〒890-0008	伊敷五丁目15番1号	☎229-2113
・吉野福祉課	〒892-0871	吉野町3256番地3	☎244-7379
・吉田保健福祉課	〒891-1392	本城町1696番地	☎294-1214
・桜島保健福祉課	〒891-1415	桜島藤野町1439番地	☎293-2360
・喜入保健福祉課	〒891-0203	喜入町7000番地	☎345-3755
・松元保健福祉課	〒899-2792	上谷口町2883番地	☎278-5417
・郡山保健福祉課	〒891-1192	郡山町141番地	☎298-2114